製品プラスチック拠点回収事業の試行

１．事業開始に至る背景

令和元年５月、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）が令和４年４月１日から施行されました。佐倉市においてもプラスチック使用製品の再商品化への措置を講ずる必要性が生じています。

２．事業概要

佐倉市役所本庁舎、志津市民プラザ、志津コミュニティセンター、臼井千代田出張所、根郷出張所、和田出張所、弥富派出所の７か所に回収ボックスを設置し、単一素材の製品プラスチックのリサイクルを試験的に行います。また、粗大ごみのうち、製品プラスチックについても併せてリサイクルを行います。

３．回収品目（１２品目）

製品にＰＰ（ポリプロピレン）またはＰＥ（ポリエチレン）と記載されているものを回収の対象とします。

具体的には、プラスチック製品のうち以下１２品目です。

① プラスチックザル　②ボウル　③バケツ　④ちりとり　⑤ごみ箱
⑥風呂イス　⑦手おけ　⑧洗面器　⑨書籍スタンド　⑩洗濯かご
⑪プラスチックハンガー　⑫衣装ケース

４．試行期間

令和６年１月５日（金）～令和６年３月３１日（日）

令和６年度以降については、試行期間において抽出された問題点を解決させた上で再実施予定です。

５．収集運搬概要

① 拠点回収ボックスより市（直営作業員）が製品プラスチックを中間処理施設へ運搬します。運搬日は、２週間に１回を原則とするが、臨時回収も行います。

② 佐倉市、酒々井町清掃組合より市（直営作業員）が製品プラスチックを中間処理施設へ運搬します。運搬日は、１週間に１回を原則とします。保管状況により運搬不要となる可能性もあり、事業試行後調整します。

③ 中間処理施設からリサイクル施設へ市（直営作業員）が運搬します。運搬日は、１カ月に１回１台を原則とします。

６．広報

市ホームページ及び市広報誌にて公表する予定です。

７．製品プラスチック回収ボックス

下記のような回収ボックスにフレコンパック等の袋を掛けた
形状とする。

大きさ　横 86.5cm　奥行 46cm　高さ 76cm　※あくまで目安です。